

愛媛県報

発行 愛媛 媛県

第2922号

平成29年10月31日火曜日 第2922号

◇ 目 次 ◇
告 示

監查公表

住民監査請求に係る監査結果の公表......(監査事務局)...828

教育委員会告示

技能教育のための施設の指定......(高校教育課)... 832

告 示

○愛媛県告示第1154号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号) 第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構公益財団法人えひ め農林漁業振興機構から農用地利用配分計画の認可申請があった。

当該農用地利用配分計画は、愛媛県農林水産部農政企画局農政課 農地・担い手対策室において告示の日から2週間公衆の縦覧に供す る。

平成29年10月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 農用地利用配分計画の概要

	賃借	権ℓ	り設	定等を受	ける者	賃借権の設定等を受ける土地					
氏	名又	は名	称	住	所	所在及び地番	面積 (m²)				
松	田	守	隆	愛媛県松町333番1 1-42	山市太山寺 三 光 団 地	愛媛県松山市平井町 乙29番ほか11筆	9 ,643				
田	中	成	典		山市鴨川三 1 号ハイカ 川 A 203	愛媛県松山市安城寺 町767番1ほか3筆	2 ,716				
宮	田	伸	章	愛媛県松 甲212番地	山市小山田 8	愛媛県松山市小山田 乙1181番ほか1筆	19 ,607				
宮	田	武	計	愛媛県松 甲209番地	山市小山田 9 1	愛媛県松山市小山田 乙1170番ほか4筆	14 ,912				

横	林	徳	幸	愛媛県松山市小山田 甲642番地	愛媛県松山市小山田 甲49番1ほか1筆	6 ,746
Ш	東	俊	弘	愛媛県松山市内宮町 2041番地 1 内宮団地 1 棟22号	愛媛県松山市小山田 乙1204番41	2 ,895
Щ	内	祐	=	愛媛県松山市猿川甲 348番地	愛媛県松山市小山田 乙1167番ほか9筆	25 ,640
えひめ中央農業 協同組合			農業	愛媛県松山市千舟町 八丁目128番 1	愛媛県松山市小山田 乙1168番ほか6筆	30 ,301

2 申請年月日

平成29年10月18日

○愛媛県告示第1155号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省四国地方整備局野村ダム管理所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年10月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量(2級基準点測量)

2 作業期間 平成29年10月23日から

平成30年2月28日まで

3 作業地域 西予市野村町

監査公表

○公表第14号

平成29年8月29日付けで、吉野久雄ほか3名から提出された愛媛県知事に関する措置請求について、次のとおり決定した。 平成29年10月31日

愛媛県監査委員 山之内 芳 夫

同 岡田清隆

同 大西渡

同 三宅浩正

決 定 書

 請求人
 伊予市 吉 野 久 雄 様

 同 伊予市 松 原 祥 雄 様

 同 大洲市 上 岡 ひろみ 様

 同 大洲市 奥 島 直 道 様

平成29年8月29日付けで提出された「住民監査請求申立書」について、次のとおり決定する。

主 文

本件請求を棄却する。

第1 請求の内容

請求人らから平成29年8月29日付けで提出された住民監査請求申立書の内容及び意見陳述の内容を総合すると、請求の要旨は次のとおりである。

- 1 宇和島市は、離島航路整備法(昭和27年法律第226号。以下「整備法」という。)に基づき、宇和島 ~ 九島間の航路(以下「本件航路」という。)を営業している株式会社えひめ南汽船(以下「えひめ南汽船」という。)に対して、平成26年において補助金4276万34 56円を支出しており、このうち2138万1000円を愛媛県が宇和島市に対して補助している。平成27年、平成28年もほぼ同額程度の補助をしている。
- 2 当該補助金は、えひめ南汽船の航路損益計算書に基づいて、赤字補塡の趣旨で支出されているが、航路損益計算書において費用項目として記載している中には、不必要な経費が含まれている。

特に船員費の内の休日手当については、就業規則上定められている振替休日の扱いをすれば休日手当の支給は不必要であるにもかかわらず支給している。

3 前記2のとおり、えひめ南汽船が不必要な経費を計上して過大な補助金の交付を受けていることは明らかであり、経費として認められない金額は欠損金と認められないから、これに対応する補助金の支出は根拠を欠く違法なものである。国が補助金を支出しているからといって、地方公共団体の職員が職務を怠り、補助金の支出について適正な審査をしないことが許されるものではなく、職員の責任は重い。

南予地方局長には、裁量権の逸脱濫用が認められる。

4 このため、愛媛県知事に対し、平成28年に県が宇和島市に支出した本件航路に係る離島航路整備事業費補助金のうち、船員に対して支給した休日手当分に相当する647万4489円の返還を宇和島市又はえひめ南汽船に求めるよう請求するとともに、平成29年に支出しようとする同補助金のうち、船員に対して支給した休日手当に相当する金額を支出しないよう求める。

第2 監査の実施

本件請求は、平成29年8月30日に受付し、要件審査の結果、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第242条の 規定に定める要件を具備していると認め、同年9月5日にこれを受理し、次のとおり監査を実施した。

1 証拠の提出及び陳述

請求人らに対して、自治法第242条第6項の規定により、平成29年9月20日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

2 監査宝施日

平成29年9月27日に監査を実施するとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取し、関係資料の確認を行った。

3 監査対象機関

愛媛県企画振興部地域振興局交通対策課(以下「交通対策課」という。)及び愛媛県南予地方局総務企画部地域政策課(以下「南予局地域政策課」という。)を対象に実施した。

4 関係人調査

本件請求に関し、自治法第199条第8項の規定に基づき、平成29年9月29日に離島航路事業者であるえひめ南汽船に対し、関係書類の調査及び聴き取り調査を行った。

第3 監査の結果

1 事実関係

監査対象機関に対する監査、関係人調査及び現地調査の結果、次の事実を確認した。

(1) 補助制度の概要について

県の離島航路整備事業費補助金(以下「県補助金」という。)は、離島住民の生活交通を維持・確保するため、市町が営む離島航路事業及び市町が行う離島航路整備事業に要する経費に対して、県が予算の範囲内で交付するものである(愛媛県離島航路整備事業費補助金交付要綱(平成18年5月8日制定。以下「県要綱」という。)第1条)。

- ア 県補助金の補助対象航路は、整備法の規定に基づき国庫補助対象航路となった航路である(県要綱第3条)。
- イ 県補助金の補助対象者は、国庫補助対象航路を運航する市町及び同対象航路を運航する離島航路事業者に対して補助事業を行う 市町である(県要綱第4条)。
- ウ 県補助金の補助対象経費は、民営航路にあっては、補助対象欠損額について市町が補助した額であるが(県要綱第5条第1項第2号)、この補助対象欠損額は、補助対象年度の前年度に国から通知のあった実績欠損額(以下「国通知欠損額」という。)から、整備法第3条に規定する航路補助金について、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年3月30日付け国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号。以下「国要綱」という。)第37条の規定に基づき算出された補助金の額及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金(離島航路運営費等補助金・離島航路構造改革補助金)運用方針(平成23年8月16日付け国海内第8号-2)2(3)の「経営改善目標額」を差し引いた額とされている(県要綱第5条第2項)。この国通知欠損額は、離島航路整備法施行規則(昭和27年運輸省令第71号)及び国要綱等の規定に基づいて全国統一の基準で算定され、かつ、その額について、国による監査を通じて確認されたものである。

- エ 交付する補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内において知事が定める額とされている(県要綱第5条第3項)。
- オ 県補助金に係る交付の申請、決定等に関する事項その他県補助金に係る予算の執行に関する愛媛県知事の権限に属する事務については、愛媛県知事から地方局長に委任されている(愛媛県地方局処務規程(昭和56年愛媛県訓令第40号)第13条第2項第4号の3イ及び愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第3条第1項)。
- (2) 本件補助金(平成28年度分)支出の経緯について
 - ア 平成26年9月26日付けで、四国運輸局長から、関係行政機関及び事業者等で構成する愛媛県地域交通活性化推進会議に対し、国 の平成27年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(離島航路運営費等補助金)(以下「航路補助金」という。)に係る生活交 通ネットワーク計画(離島航路確保維持計画)の認定及び補助額の内定の通知がされた。
 - イ えひめ南汽船は、平成27年11月24日付けで、平成26年10月から平成27年9月までの期間(補助対象となる運航期間は、毎年10月 1日に始まり、翌年の9月30日に終了するものとされている。以下「平成27年9月期」という。)を対象とした、国の平成27年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金(離島航路運営費等補助金)交付申請書、航路損益計算書及び添付書類等を南予局地域政 策課に提出した。
 - ウ 四国運輸局の職員は、平成27年12月10日に、四国運輸局において、えひめ南汽船に対して平成27年9月期を監査対象期間とする 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第23条第1項の規定に基づく実地検査を実施した。こ の際、交通対策課及び南予局地域政策課の職員は、四国運輸局の職員とともに同期間の実績欠損額の算定が適正にされていること を確認した。
 - エ 愛媛県企画振興部長は、平成28年3月10日付けで、四国運輸局長から、平成27年度の国の航路補助金に係る交付決定及び国の航路補助金の額(えひめ南汽船の監査後実績欠損額:6514万7564円、同国庫補助金額:2145万6221円)の確定通知を受け、同月25日付けで宇和島市へその旨を通知した。
 - オ 愛媛県南予地方局長(以下「南予地方局長」という。)は、宇和島市の補正予算が成立したことを確認した上で、平成28年7月 29日付けで、宇和島市長に対し、平成28年度の補助金額6026万6000円(うちえひめ南汽船分2184万5000円)の内示の通知を行った。
 - カ 南予地方局長が平成28年8月9日付けで宇和島市長から提出された平成28年度離島航路整備事業費補助金交付申請書及び補助金 算出根拠等の添付書類の内容を審査した結果、県補助金の補助対象欠損額は、国通知欠損額6514万7564円から補助の額2145万6221 円を差し引いた4369万1343円となり、宇和島市が当該補助対象欠損額について全額を補助し、県補助金の額として当該補助対象経 費の2分の1以内の額である2184万5000円を交付申請していた。

南予地方局長は、他の航路についても同様に審査し、適正に交付申請されていることを確認したことから、同月24日付けで宇和島市長に対して補助金額6026万6000円(うちえひめ南汽船分2184万5000円)の交付決定の通知を行った。

- キ 宇和島市は、平成28年8月5日、えひめ南汽船に対して平成28年度離島航路補助金(補助金額4369万1343円)を支出した。 そして、宇和島市長は、同月31日付けで南予地方局長に対して平成28年度離島航路整備事業実績報告書及び補助金算出根拠等の 添付資料を提出した。そこで南予地方局長は、内容審査の結果、適当と認められたことから、同年9月6日付けで宇和島市長に対 して補助金額6026万6000円(うちえひめ南汽船分2184万5000円)の確定通知を行った。
- ク 南予地方局長は、平成28年9月16日付けで宇和島市長から南予地方局長に提出された平成28年度離島航路整備事業費補助金精算 払請求書の内容を審査した結果、適当と認められたことから、同月30日に宇和島市に対して補助金額6026万6000円(うちえひめ南 汽船分2184万5000円)を支出した。
- (3) えひめ南汽船について

えひめ南汽船は、海上運送法(昭和24年法律第187号)に基づき国土交通大臣から許可された九島宇和島間定期航路の運営事業者である。

- ・許可年月日 昭和24年12月1日
- ・海上運送法第3条に基づく航路番号 四国第185号
- ・航路廃止年月日 平成28年4月4日(法人は登記上存続している。)
- (4) 年次有給休暇について

船員法(昭和22年法律第100号)第74条では、「船舶所有者は、船員が同一の事業に属する船舶において初めて6箇月間連続して 勤務(船舶のぎ装又は修繕中の勤務を含む。以下同じ。)に従事したときは、その6箇月の経過後1年以内にその船員に次条第1項 又は第2項の規定による日数の有給休暇を与えなければならない。」と定められている。

えひめ南汽船の有給休暇については、平成13年4月1日にえひめ南汽船と全日本海員組合とが締結した労働協約書(以下「協約書」 という。)第59条により、「勤務期間1年につき20労働日とする。」ことが定められている。

(5) 振替休日について

えひめ南汽船の休日規定については、協約書第54条第1項に基づき、休日は、日曜日、土曜日、1月1日、1月2日、1月3日、成人の日、建国記念の日、春分の日、みどりの日、メーデー、憲法記念日、こどもの日、海の日、敬老の日、秋分の日、体育の日、文化の日、勤労感謝の日、天皇誕生日、12月30日、12月31日とすることが定められている。

また、協約書第55条第1項において「会社は、原則として前条の休日に組合員を休ませる。」と定められており、同条第2項において「前条の定めた休日に、船務に従事させた場合は、その日より起算して30日以内に振替休日を与えるものとする。」と定められている。さらに、同条第3項において「前2項による振替休日が、やむを得ず付与できなかった場合は、休日手当を支給し、補償す

ることができるものとする。」と定められている。

(6) 船員の労働時間について

労働基準法(昭和22年法律第49号)第32条第1項において、「使用者は、労働者に、休憩時間を除き1週間について40時間を超えて、労働させてはならない。」と定められており、また、同条第2項において、「1週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き1日について8時間を超えて労働させてはならない。」と定められている。

一方、船舶を運航する事業所における労働時間の定めは、船員法が適用されることとなる。同法第60条第1項において、「船員の1日当たりの労働時間は8時間以内とする。」と定められており、また、同条第2項において、「船員の1週間当たりの労働時間は、基準労働期間について平均40時間以内とする。」と定められている。

えひめ南汽船の労働時間については、えひめ南汽船と全日本海員組合とが平成12年6月28日に取り交わした就労体制・労働条件の確認書(以下「確認書」という。)において、2週間で暦日上8労6休パターンとし、4週間で16労12休を基本とすることが取り決められている。

また、えひめ南汽船は、運航する「第八くしま」が整備法第2条第2項に規定する離島航路事業に従事する船舶で、定期的に短距離の航路に就航し、入出港が頻繁であり、1日8時間労働制によることは有効な休息・自由時間を確保することが困難であるとし、平成21年12月21日に、1日の労働時間は14時間以内、1週間当たりの労働時間は4週間の周期について40時間以内、休日は4週間の周期について12日以上とする船員法第72条の2(現72条。以下同じ。)の指定を国土交通大臣に申請し、平成22年2月25日付けでえひめ南汽船が運航する「第八くしま」に対し、同条に係る指定書が交付されている。

(7) 運航体制について

船員法第72条の2の規定に基づく船舶の指定を受けるため、えひめ南汽船が国土交通大臣に提出した配乗計画表は、次表のとおりとなっている。

同表によると、えひめ南汽船は、船員9名の体制で運航することについて、国土交通大臣から指定を受けており、その勤務体制は、 月曜日から木曜日まで及び日曜日は4名、金曜日及び土曜日は8名で運航を行う計画となっている。

なお、同表に基づき算出された1週間の労働時間数は平均で37.62時間、年間の休日の日数は156日である。

「第八くしま」の配乗計画表

	職名		日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
			曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
船		長	1														
船		長	2														
一等	航海士兼	船長	3														
機	関	長	4														
機	関	長	(5)														
機関	員兼機	関長	6														
甲	板	員	7														
甲	板	員	8														
甲	板	員	9														
	合	計		4	4	4	4	8	8	4	4	4	4	4	8	8	4
			日	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28

職名		日	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
		曜日	月	火	水	木	金	±	日	月	火	水	木	金	±	日	
船		長	1														
船		長	2														
一等的	抗海士兼	船長	3														
機	関	長	4														
機	関	長	(5)														
機関	員兼機	関長	6														
甲	板	員	7														
甲	板	員	8														
甲	板	員	9														
合 計				4	4	4	4	8	8	4	4	4	4	4	8	8	4

[凡例]【()は労働時間】

- 『 』平日 (12時間25分)
- 『 』早番 (5時間45分)
- 『 』遅番 (6時間40分)

2 結果

前記第3の1の事実関係を踏まえた本件請求の監査結果は、次のとおりである。

請求人らは、補助対象額の算定基礎となる船員費の内訳のうち、休日手当については、船員が振替休日を取得すれば同手当を支給する必要はなく、振替休日を取得させないで手当を支給しており、不必要な支出であると主張している。

しかしながら、年間の休日の日数については、確認書により 2 週間で 8 労 6 休、 4 週間で16労12休の就労体制が確認されており、 1 週間で 4 労 3 休のパターンとなる。そのため、協約書上、船員に与えられる休日の日数は、週 3 日 × 52週 = 156日となる。その上で、年間20日与えられている有給休暇を完全消化した場合、年間の勤務日数は、189日(365日 - (156日 + 20日))となり、 4 労 3 休の勤務体制を維持するために必要な勤務日数209日(勤務日 4 日 × 約52週)を下回ることとなる。

このことから、4名(金曜日及び土曜日であれば8名)での運航を継続しつつ、確認書で定められている4週間で16労12休の勤務体制を維持するには、9名が必要最低限の人数であり、請求人が主張するような振替休日を与える余裕はないため、船員の休日出勤について、休日手当の支給により対応することはやむを得ない。

すなわち、えひめ南汽船は、船員を確実に確保し、安定した運航を行うために休日手当を支給しているのであり、この点に関し、違 法又は不当な点は認められない。

第4 結論

以上のとおり、請求人らの主張は、結局のところ、主観的見解に基づくものであるといわざるを得ず、離島住民の生活交通の維持・確保を目的とする本件補助金の交付について、違法又は不当な点は認められない。

したがって、愛媛県知事が宇和島市又はえひめ南汽船に対し、平成28年度に県が宇和島市に支出した本件航路に係る離島航路整備事業 費補助金2184万5000円のうち休日手当に当たる部分647万4489円について返還請求をするよう求める請求人らの請求は、理由がない。

また、請求人が申し立てている平成29年度の同補助金の支出差止めについても、同年度の補助金額は平成28年度と同様の手続により決定しており、違法又は不当な点は見受けられないことから、支出を差し止める理由はない。

よって、主文のとおり決定する。

平成29年10月23日

愛媛県監査委員 山之内 芳 夫 同 岡田清隆 同 大西渡

三宅浩正

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第6号

学校教育法(昭和22年法律第26号)第55条第1項の規定により、次のとおり技能教育のための施設を指定した。

平成29年10月31日

愛媛県教育委員会

教育長 井 上 正

- 1 技能教育のための施設の名称及び所在地
 - 名 称 松山総合高等専修学校

所在地 松山市衣山一丁目197番地 1

2 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学 校の科目

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する 高等学校の科目
電子商取引	電子商取引

3 指定年月日

平成29年10月23日

平成29年10月31日 発行 832